様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　10月　11日    　　経済産業大臣　殿  　　　　　　　（ふりがな）かぶしきがいしゃ　とうようでんせいせいさくしょ  一般事業主の氏名又は名称 　株式会社東洋電制製作所  （ふりがな）かわの　ゆきお  （法人の場合）代表者の氏名 川野　幸夫  住所　〒930-0364  富山県中新川郡上市町横越41  法人番号　3230001004791  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み　－　株式会社東洋電制製作所ＨＰ | | 公表日 | 2024年　　7月　　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.toyodensei.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf>  ホームページ\_<https://www.toyodensei.co.jp/>  「トップページ➤事業紹介➤DX推進」  「東洋電制製作所DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | ＜企業理念＞  利益の追求ではなく、従業員とお客様が幸せになる事を優先しお客様や社会（地域貢献）のお役に立てる、製品やサービスの提供を追及し  会社が継続して発展できる 夢のある会社、誇れる会社を実現する  ためのにDXが必要であることを説明  ＜DX必要性＞  DXへ取り組んでいる企業を比較し価値が下がる可能性が高い  有能な人材が他社へ流出し人材が確保が困難になり生産量の低下を起こす  市場の競争についていけず収益の確保が難しくなる  DXを進める必要がある  ＜DX推進基本方針＞  ▮ 変革と成長 ⇒ 盤石な経営基盤の構築  ▮ 既存業務をシステム化（変革）させ業務効率を向上させる。  ▮ デジタル技術を活用して新規ビジネスを創出する。  半世紀以上にわたり培ってきた技術に新たなデジタル技術を融合させ競争優位性を高めます。  DXを進めるうえで新規技術にも積極的に取り組み社員のITリテラシーを向上させます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社取締役会の承認を経て、公表されたものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　　7月　　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.toyodensei.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf>  ホームページ\_https://www.toyodensei.co.jp/  「トップページ➤事業紹介➤DX推進」  「DXの取り組み」「データ活用」 | | 記載内容抜粋 | ・バックオフィスの徹底的な業務効率化を推進  自動化の可能性・有効性の評価を行いRPA の活用、新規ツールよる業務の自動化を行う。  ・基幹システムの刷新  システムの最適化を図り、原材料・半製品・製品、工程情報の一元管理を実現  効率化のためQRコードでのシステムの導入  ・データ可視化、活用  データを活用し経営状況を「リアルタイム」で可視化する仕組み構築  サプライチェーン・マネジメント導入を実現  データの活用を公表  ・勘や経験に頼った主観的な判断ではなく、データ分析によって得られた情報から客観的な経営判断を下していくことで、ビジネス成功の精度を高める  ・過去の不良データを分析し、再発防止策、予防策を的確に行うことができる  ・受注、販売管理データ、在庫データを分析し、需要に対する在庫不足、手配の遅れによる受注機会の損失を回避するまた、分析結果、リードタイムのデータより適正在庫を明確にしコストの増大を防ぎ、収益を確保する・売上や収益率をリアルタイム情報として可視化し、現状把握を実現し、課題の抽出につなげる課題を明確にすることで、必要な戦略の策定が可能になり、ビジネスの機会損失を防ぎ競争優位性が得られることができる・受注から出荷までのデータを一元管理し生産状況のリアルタイムでの可視化を実現し、適切な人配置にすることで生産性の向上を実現する（材料入荷状況データ、工程管理データ、人員スキルデータ）・収集したデータを分析することで、業務プロセスにおける無駄を削減できるようになり業務効率化につなげる | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社取締役会の承認を経て、公表されたものです。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.toyodensei.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf>  ホームページ\_<https://www.toyodensei.co.jp/>  「トップページ➤事業紹介➤DX推進」  「DX推進体制」 | | 記載内容抜粋 | 部門横断のDX 推進チーム発足  チームは、 取締役管轄となっており、社内におけるデジタルの技術と業務改善で全社のDXを推進します。  ・製造 DX推進  製造部門を支えるIT基盤の運用・維持・最適化の実現  ・経営 DX推進  課題の早期発見を実現するIT基盤の構築  ・ITリテラシー向上  セキュリティ、IT関連サービスや機器についての教育の実施 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.toyodensei.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf>  ホームページ\_<https://www.toyodensei.co.jp/>  「トップページ➤事業紹介➤DX推進」  「DXの環境整備」 | | 記載内容抜粋 | １．ネットワーク、セキュリティ環境  ➤Wi-Fi環境を施設内すべてに設置することで、スマートフォン、タブレット端末の活用  ２．業務システム全体最適化  ➤既存運用基幹システムからクラウド型基幹システムへの移行  ➤データ連携基盤と可視化する仕組みを構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　　7月　　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.toyodensei.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf>  ホームページ\_<https://www.toyodensei.co.jp/>  「トップページ➤事業紹介➤DX推進」  「DX戦略のKPI」 | | 記載内容抜粋 | 1人あたりの付加価値労働生産性をDX推進に関するKPIとします\_前年比5％向上  DX推進にかかわる改善取り組みの改善効果を明確化、情報共有し、さらなる改善につなげます。  平均時間外労働時間の削減と同時に部門内の時間外労働時間の平準化を実現します\_部門内平均と最高の人との差20h以内 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　9月　　18日 | | 発信方法 | <https://www.toyodensei.co.jp/2024/09/post4429toyo>  DX推進に向けての当社の取り組み策定をHP内,「ニュースリリース」にて配信  ホームページ\_<https://www.toyodensei.co.jp/>  「トップページ➤ニュースリリース」  「DX推進に向けて当社の取り組みを策定しました」 | | 発信内容 | DX推進の目的 当社は、1967年に産業界の自動化、省力化、無人化のニーズに応えるため、電気電子の機電一体となった制御装置をもって、創業致しました。 少子高齢化、人口減少における当社の役割が益々高まっていく中にありながら、現実的には当社内の各業務のデジタル化は全く進んでいません。   経済産業省が提唱する「2025年の崖」は、多くの企業がDX推進に舵を切るきっかけとなりました。「2025年の崖」とは、DX化を推進しない場合に、2025年から2030年までの間に、多額の経済損失が生じると危惧されています。これはもちろん当社にも当てはまることです。  社長就任時からの継続した思い「現状維持は衰退」、「挑戦し続ける企業になる」を実現させるためにも、デジタル技術を牽引できる人材を採用・育成をし、まずは自社内での基幹システムと製造ラインとの一元化により、従来通りのベンダー企業への依存からの脱却を目指す。 結果として、様々な部分で自動化を実現させ、競争上の優位性を確立し、従業員の幸せ、顧客満足度の向上に繋げていきたいと考えます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月実施 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いた自己分析、課題抽出を実施し、結果を提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年1月 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度二つ星宣言をおこなっている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。